

34.地方自治法第100条第12項の協議等の場

【34-1】地方自治法第100条第12項による「協議等の場」の規定及び設置状況
(平成21年12月31日現在、806市、設問別)

	「協議等の場」 を、会議規則に 規定した	「協議等の場」 を、臨時に議会 の議決で設置 した
5万未満 (254市)	116市 45.7%	19市 7.5%
5～10万未満 (266市)	125市 47.0%	18市 6.8%
10～20万未満 (159市)	78市 49.1%	5市 3.1%
20～30万未満 (43市)	21市 48.8%	2市 4.7%
30～40万未満 (30市)	17市 56.7%	0市 0.0%
40～50万未満 (21市)	13市 61.9%	1市 4.8%
50万以上 (15市)	3市 20.0%	1市 6.7%
指定都市 (18市)	2市 11.1%	0市 0.0%
全市 (806市)	375市 46.5%	46市 5.7%

【34-2】地方自治法第100条第12項による「協議等の場」の構成員に対する
費用弁償の支給状況

(平成21年12月31日現在、806市、設問別)

	支給している	支給していない	その他
5万未満 (254市)	56市 22.0%	55市 21.7%	5市 2.0%
5～10万未満 (266市)	57市 21.4%	65市 24.4%	3市 1.1%
10～20万未満 (159市)	28市 17.6%	49市 30.8%	1市 0.6%
20～30万未満 (43市)	9市 20.9%	12市 27.9%	0市 0.0%
30～40万未満 (30市)	8市 26.7%	9市 30.0%	0市 0.0%
40～50万未満 (21市)	5市 23.8%	7市 33.3%	1市 4.8%
50万以上 (15市)	2市 13.3%	1市 6.7%	0市 0.0%
指定都市 (18市)	2市 11.1%	0市 0.0%	0市 0.0%
全市 (806市)	167市 20.7%	198市 24.6%	10市 1.2%